

令和8年度製造業GX・競争力強化事業 仕様書

1 事業名

令和8年度製造業GX・競争力強化事業

2 事業の目的及び概要

カーボンニュートラルに向けた国内外の動向が加速し、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められる中、製品やサービスのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を算定する「CFP（カーボンフットプリント）」への関心が高まっている。本事業は、CFP算定による自社製品の環境価値の「見える化」を通じて、県内企業の競争力強化及びブランドイメージ向上等を図ることを目的とする。そのために、CFP算定の導入を検討している県内企業（製造業）を対象に、専門家による伴走支援を実施し、算定に向けた具体的な課題解決や体制構築を支援する。また、支援の成果をセミナー等で広く共有することにより、県内企業全体の取り組み意欲の向上を促進する。

3 業務内容及び要件

(1) 業務内容

本事業の範囲は、以下のとおりとする。

ア CFP算定導入に向けた伴走支援

(ア) 適切な専門家（コンサルタント等）の選定（県と協議の上で実施する。）及び、支援チームの編成

(イ) 支援を希望する企業の募集・事業趣旨に合致し、実効性の高い企業の選定

(ロ) 専門家を含む支援チームの支援対象企業への派遣（支援対象企業との面談等を通じた全体計画作成、算定対象製品の選定、算定範囲の設定、データ収集支援、算定実務の指導、算定結果を活用した各種助言（改善手法等）、その他フォロー等を含む。）

イ 伴走支援の成果共有

(ア) 伴走支援の成果を共有するためのセミナーの企画・実施

(イ) セミナーの広報、集客及び運営

(ロ) セミナー等で用いる資料の作成（支援企業に対するインタビュー等を含む）

(2) 要件

本事業を実施するに当たっての要件は、以下のとおりとする。

ア CFP算定導入に向けた伴走支援の要件

(ア) 実施体制

① CFPやLCA（ライフサイクルアセスメント）に関する専門的な知見や資格を有し、支援対象企業の相談に対応できるものが支援チームの構成員として本事業に従事できること。

② 支援対象企業、専門家及び県等と密に連携し、必要に応じて、専門家による支援・フォロー等を行いながら効果的に本事業を進めること。

(イ) 専門家

① CFP算定やLCAに関する手法・基準等に熟知していること。

② 企業の環境経営や製品開発に関するコンサルティング実績を有すること。

(ウ) 支援を希望する企業の募集・選定

① 支援を希望する企業の募集に当たっては、県内の中小企業に広く周知するとともに、応募を希望する企業に伴走支援の説明を行うなど本事業の理解を図り、CFP算定導入に向けて意欲的な企業を県と協議の上、3社程度選定すること。

② 支援対象企業の募集・選定に当たっては、事前に受託者と県で協議の上、応募条件、選定方法を定めた上で支援対象企業を決定する。

(エ) 専門家を含む支援チームの支援対象企業への派遣等

① 専門家を含む支援チームは支援対象企業に必要な応じて訪問を行うほか、支援対象企業と密に連絡を取り合い、ヒアリングによる現状確認、課題の抽出、算定に向けた体制構築の助言、算定対象製品・算定範囲の設定、具体的な算定手法の指導、算定結果の分析・活用方法の提案等、導入に向けた伴走支援を行うこと。

② 支援対象企業ごとに、支援した内容等についての報告書を作成すること。

イ 伴走支援の成果共有の要件

(ア) セミナーの実施

① 伴走支援の成果を広く共有し、県内企業全体の取組意欲向上を促進するセミナーを企画し、開催すること。

② オンライン形式又はハイブリッド形式など、より多くの県内企業が参加しやすい方法で実施すること。

③ 参加者数など、成果を定量的に評価可能な目標を設定すること。

(イ) 資料の作成

セミナー等で用いる資料を作成し、作成した資料は事業終了後、県が再利用可能な形式で県に提供すること。

(3) 想定スケジュール

5月下旬 支援を希望する企業の募集開始

6月～7月 支援対象企業の選定

8月～1月 支援チームの派遣期間（伴走支援の実施）

2月～3月 成果共有セミナーの開催、結果資料作成

4 業務に係る留意事項

(1) 業務実施に当たっては県の指示に従い、行政の補助として公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。

(2) 事業の実施に際して知り得た事実、企業の営業秘密又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。なお、本事業終了後も同様とする。

(3) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあるときは、県の指定する期日までに提出すること。

(4) 受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

5 実績報告書等の提出

委託業務が終了したときは、速やかに実績報告書を1部提出すること。

6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

7 委託限度額

6,917,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

8 その他留意事項

事業実施に当たって、疑義が生じた場合は、原則として、本県の指示に従うこと。